医療機関・薬局の皆様へ

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「令和８年熊本地震」で被災された方への診療の際は下記の点にご留意ください。

（被災地以外の医療機関・薬局も同様です）

１．マイナ保険証等の提示がなくても保険診療ができます

【対象者】

被災により、マイナ保険証又は資格確認書を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない方

【医療機関・薬局の対応】

窓口で患者に次の事項を確認し、保険診療として取り扱うことができます。
①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号等）、④加入している医療保険者(※)
（※）被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所又は組合名、後期高齢者医療の場合は住所

２．以下に該当する場合、診療等に係る窓口での一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません

【特例の期間】令和９年２月末まで

【対象者】（１）・（２）の両方に該当する患者の方

（１）「令和８年熊本地震」にかかる災害救助法の適用市町村の住民の方で、次のいずれかの保険者に加入されている方

① 災害救助法適用市町村の市町村国保
② 災害救助法適用市町村が所在する県の後期高齢者医療
③ 協会けんぽ、一部の健保組合・国保組合
（※）具体的な対象保険者は厚生労働省ホームページで確認できます。
厚生労働省HP　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75379.html
「「令和８年熊本地震」で被災された方々の医療機関等での窓口での支払いは不要です」

（２）次のいずれかに該当する旨を申し出た方

① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告で可
② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
③　〃　の行方が不明である旨
④　〃　が業務を廃止し、又は休止した旨
⑤　〃　が失職し、現在収入がない旨

【医療機関・薬局の対応】

- 窓口で申し立てがあった場合には、一部負担金等の支払いを受け取る必要はありません。
- 保険請求（レセプト請求）の際は、一部負担金等の額も含めた全額を請求してください。